

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業 ラピオンナーシングデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ラピオンが設置するラピオンナーシングデイサービス（以下「事業所」という）において実施する児童発達支援・放課後等デイサービス（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者（以下「従業者」という）が、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援・放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供にあたっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ラピオンラピオンナーシングデイサービス
- (2) 所在地 東京都日野市豊田2-47-1 ルネッサンスコート・とよだ1階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者（常勤 1名）

児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 指導員又は保育士 4 名以上

指導員又は保育士は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

- (4) 看護師 2 名以上

- (5) 機能訓練担当職員 2 名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日～土曜日

ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く

- (2) 営業時間

児童発達支援 午前 10 時から午後 17 時まで

放課後等デイサービス 午前 10 時から午後 17 時まで

- (3) サービス提供時間

児童発達支援 午前 10 時から午後 17 時まで

放課後等デイサービス 平日 午後 15 時から午後 17 時まで

土日祝日 午前 10 時から午後 16 時まで

春夏秋冬休 午前 10 時から午後 16 時まで

(利用定員)

第6条 事業所において提供する児童発達支援・放課後等デイサービスの利用定員は、5 名とする

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象は重症心身障害児とする。

(児童発達支援の内容)

第8条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練

- (2) 日常生活に必要な医療的ケア

- (3) 介護支援

- (4) 栄養面の指導

- (5) 利用者の自宅又は学校と事業所の間の送迎

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 児童発達支援・放課後等デイサービスを提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事・おやつの提供に要する費用 実費

3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、日野市の全域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及び保護者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 利用者が施設内の設備を使用する場合は、職員立ち合いのもとで使用する。

(2) 体調が思わしくない利用者は事前に職員に状況を説明し、安全指導を図る。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第13条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援・放課後等デイサービスに関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業者は、利用者に対する児童発達支援・放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行う

とともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年 1 回以上行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する留意点)

第 17 条 事業者は、事業所において適切な児童発達支援・放課後等デイサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援・放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 3 日から施行する。